



中世を旅する物語

益田 日本遺産 MASUDA

日帰り

定員15名

〆切 7/31 (月)

事前申込み

益田市文化財課・中司健一氏と行く 日本遺産めぐりツアー



2023

8 / 11 (金・祝)

10:45~16:45

雨天決行

令和2年に日本遺産に認定された日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう—地方の時代に輝き再び—」を益田市文化財課職員とともにまわります。また、昼食には中世の食「サムライ弁当」をご用意します。この機会に日本遺産・中世益田の魅力をご体感ください。

*中世の食…戦国時代に毛利元就との和睦の宴に饗された御膳を益田家文書の記載に基づいて市民が再現。「サムライ弁当」は、再現された料理を現代風にアレンジした創作弁当です。

コース行程：萩・石見空港 ⇄ JR益田駅 ⇄ 櫛代賀姫神社 ⇄ 福王寺 ⇄ 益田市立歴史文化交流館(昼食)

⇄ まちあるき(医光寺・萬福寺他) ⇄ (妙義寺にて解散)

*昼食(サムライ弁当/益田市立歴史文化交流館)

*萩・石見空港または益田駅集合、妙義寺解散となります。

(まちあるきの際、荷物は益田市立歴史文化交流館にてお預かり可能です。)

*妙義寺にて解散後、タクシーをご希望の方には別途ご案内いたします。

参加料(大人) 8,000円(税込) ⇄ バス運行会社：第一観光バス(マイクロバス)

(料金に含まれるもの：バス代、昼食(サムライ弁当)代、拝観料) ※最少催行人員：8名

受付：10時45分 萩・石見空港到着ロビー 11時00分 JR益田駅改札前

ガイド：益田市教育委員会文化財課・中司健一氏 ※添乗員は同行いたしません。

申込方法：WEBまたはTEL

TEL…0856-22-7120(益田市観光協会)

WEB申込は
こちらから



【企画・実施】および【申込・問合せ】

島根県知事登録旅行業第3-99号 (一社)全国旅行業協会正会員

一般社団法人益田市観光協会

島根県益田市駅前町17-2 総合旅行業務取扱管理者 川崎 聡美

旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

(一社) 益田市観光協会 ご旅行条件書(抜粋)

1.募集型企画旅行契約

このツアーは、一般社団法人益田市観光協会が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、最終旅行日程表及び当協会の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

2.旅行の申し込み

(1)申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金を添えてお申し込みいただけます。
(2)当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金をお支払いいただけます。

3.お客様からの旅行契約の解除(旅行開始前)

お客様はいつでも次に定める取消料(お1人様につき)をお支払いいただいで、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。(なお、表でいう取消日とは、お客様が当協会の営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。)

日帰り旅行にかかわる取消料

(旅行日の前日から起算してさかのぼって)

11日目にあたる日まで・・・無料

10日～8日目にあたる日まで・・・旅行代金の20%

7日～2日目にあたる日まで・・・旅行代金の30%

旅行日の前日・・・旅行代金の40%

旅行当日(開始前)・・・旅行代金の50%

旅行当日(無連絡不参加)・・・旅行代金の100%

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上お申し込みください。